

公取近畿だより

第155号(令和6年11月号)



トピックス

- 1 日清食品株式会社に対する警告（独占禁止法）
- 2 株式会社ジェイコムウエストに対する措置命令（景品表示法）
- 3 S A N E I 株式会社に対する勧告（下請法）
- 4 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」の施行
- 5 独占禁止政策協力委員との懇談会の開催
- 6 下請法基礎講座の開催
- 7 消費者セミナーの開催
- 8 高校生向け独占禁止法教室の開催
- 9 「一日公正取引委員会」の開催案内



1 日清食品株式会社に対する警告（独占禁止法）



公正取引委員会は、カップヌードル等の即席麺の製造販売を行う日清食品株式会社（本社：大阪市）が、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第4号（再販売価格の拘束））の規定に違反するおそれがある行為を行っていたとして、令和6年8月22日、独占禁止法に基づく警告を行いました（別紙1）。

（近畿中国四国事務所での報道発表の様子）

（担当：近畿中国四国事務所第三審査課）

2 株式会社ジェイコムウエストに対する措置命令（景品表示法）



（近畿中国四国事務所での報道発表の様子）

消費者庁及び公正取引委員会は、株式会社ジェイコムウエスト（本社：大阪市）に対して調査を行い、この調査の結果、同社が供給する「J：COMガス まとめトク料金コース」と称する家庭用の都市ガスの小売供給に係る表示が、景品表示法に違反する行為（有利誤認）と認められました。このため、消費者庁は、令和6年8月6日、同社に対して景品表示法に基づき措置命令を行いました（別紙2）。

（担当：近畿中国四国事務所取引課）

3 SANEI株式会社に対する勧告（下請法）

SANEI株式会社に対する勧告（概要）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

● 下請取引の内容
SANEI(株)が販売する又は製造を請け負う水栓金具等の製造を委託

水栓金具等の製造を委託する際に、SANEI(株)が所有する金型を貸与

※ 金型保管のイメージ図

SANEI(株)（親事業者）
（水栓金具等の製造販売）

● 違反行為の概要（①減額・②不当な経済上の利益の提供要請）

① 減額（注1）「仕入割引」として下請代金の額から1～2%を減額していた。
（下請事業者10名 総額約471万円）
※ SANEIは、下請事業者に対して減額した金額を支払済み。

② 不当な経済上の利益の提供要請（金型の無償保管等）（注2）
金型を用いて製造する水栓金具等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、金型を無償で保管させるとともに、現状確認等の棚卸し作業を毎年1回行わせていた。（下請事業者50名 金型692型）

下請事業者（延べ60名）
（水栓金具等の製造）

公正取引委員会からの勧告の内容

- 下請事業者に対し、無償で金型を保管させるとともに、棚卸し作業を行わせたことによる費用相当額を速やかに支払うこと
- 今後、減額、不当な経済上の利益の提供要請を行わないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

（注1）下請代金の減額
下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反に該当。

（注2）不当な経済上の利益の提供要請
下請法は、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより下請事業者の利益を不当に害することを禁止。下請事業者に貸与していた金型について、当該金型を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型を無償で保管させること等により、下請事業者の利益を不当に害することは、下請法違反に該当。

公正取引委員会は、水栓金具等の製造販売を行うSANEI株式会社（本社：大阪市）が、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）及び第2項第3号

2

(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年9月26日、下請法に基づく勧告を行いました(別紙3)。

(担当：近畿中国四国事務所下請課)

4 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」の施行

令和6年11月1日、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)(令和5年法律第25号)が施行されました。同法は、働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備することを目的とし、特定受託事業者に係る取引の適正化及び就業環境の整備を図るため、一定の義務を課すものです。取引の適正化に係る規定については主に公正取引委員会及び中小企業庁が、就業環境の整備に係る規定については主に厚生労働省がそれぞれ執行を担います(別紙4)。

同法の施行にともない、同法に関する相談及び申告の受付、並びに、同法違反被疑事件の調査を行うため、近畿中国四国事務所に新たに「フリーランス担当」を設置しました。

【問い合わせ先】

フリーランス担当 06-6941-2206

5 独占禁止政策協力委員との懇談会の開催

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置し、各地域の有識者に独占禁止政策協力委員(定員150名)を委嘱するとともに、各地域の経済団体などとの懇談会を開催し、独占禁止法などの運用や競争政策の運営などについて意見及び要望を聴取しています。



(懇談会の様子)

近畿中国四国事務所では、令和6年9月3日及び同年10月4日、同事務所において、大阪府に所在する独占禁止政策協力委員の方々と、中小企業の取引適正化/優越的地位の濫用規制・下請法の規制、競争環境の整備に係る調査・提言、地域経済の実情と競争政策上の課題等をテーマに、意見交換を行いました。

(担当：近畿中国四国事務所総務課)

6 下請法基礎講習会の開催

公正取引委員会は、下請取引の適正化を図り、下請法の違反行為を未然に防止するため、下請法のほか優越的地位の濫用規制について、これらの基礎知識の習得を希望する方を対象とした「下請法基礎講習会」を実施しています。



(下請法基礎講習会の様子)

近畿中国四国事務所では、令和6年10月22日、神戸市において、下請法基礎講習会を開催し、下請課の職員が、下請法及び優越的地位の濫用規制の基礎知識を説明しました。

(担当：近畿中国四国事務所下請課)

7 消費者セミナーの開催

公正取引委員会は、消費者の皆様に対し、独占禁止法や公正取引委員会の仕事について、イラスト等を用いながら分かりやすく説明する「消費者セミナー」を開催しています。



(消費者セミナーの様子)

近畿中国四国事務所では、令和6年8月1日、福井市において、消費者セミナーを開催し、取引課の職員が、福井県消費生活研究会の皆様に対し、安くても良い商品を購入するには独占禁止法が深く関わっていることを、違反事例などを交えながら説明しました。また、消費者の皆様がより良い商品選択をできるように景品表示法についても説明しました。

(担当：近畿中国四国事務所取引課)

8 高校生向け独占禁止法教室の開催

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行う

ことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しています。



(独占禁止法教室の様子)

近畿中国四国事務所では、令和6年8月28日、近畿大学附属高等学校（大阪府東大阪市）に、近畿中国四国事務所の若手職員を派遣し、シミュレーションゲーム等を交えて、市場経済の競争の仕組みや、独占禁止法について説明する高校生向け独占禁止法教室を開催しました。

(担当：近畿中国四国事務所総務課)

9 「一日公正取引委員会」の開催案内

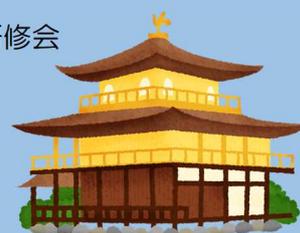
公正取引委員会は、地方事務所等所在地以外の都市における独占禁止法、下請法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、地方事務所等所在地以外の都市において、「一日公正取引委員会」を開催しています。

近畿中国四国事務所では、今年度、京都市において、「一日公正取引委員会」を開催することにしました（別紙5）。

「一日公正取引委員会」の開催概要

- 1 日時 令和6年11月20日（水）10時30分～16時00分
- 2 場所 京都経済センター 6階 会議室
（京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地）
- 3 内容 下請法基礎講習会・フリーランス法説明会
消費者セミナー
地方公共団体等向け入札談合等関与行為防止法研修会
学生等向け業務説明会
相談コーナー
展示コーナー（パンフレットの配布等）

各プログラムの申込み受付中です！



【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課
TEL 06-6941-2173 FAX 06-6943-7214
kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

近畿中国四国事務所の動き（令和6年）

【報道発表資料】

番号	報道発表日	報道発表資料名
1	令和6年2月1日	兵庫県における有識者との懇談会の開催について
2	令和6年2月7日	奈良市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について
3	令和6年2月21日	大阪市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について
4	令和6年3月7日	株式会社SCエージェントに対する景品表示法に基づく措置命令について
5	令和6年3月19日	株式会社G i oに対する勧告について
6	令和6年3月25日	ニデックテクノモータ株式会社に対する勧告について
7	令和6年3月28日	木工用ドリルの製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について
8	令和6年4月16日	物流革新に向けた政策パッケージ関係省庁連携協定の締結について
9	令和6年5月2日	立命館大学における「独占禁止法教室」の開催について
10	令和6年5月13日	大阪府における有識者との懇談会の開催について
11	令和6年5月14日	帝塚山大学における「独占禁止法教室」の開催について
12	令和6年5月21日	和歌山市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について
13	令和6年5月23日	神戸市外国語大学における「独占禁止法教室」の開催について
14	令和6年5月24日	滋賀県における有識者との懇談会の開催について
15	令和6年6月5日	福井県における有識者との懇談会の開催について
16	令和6年6月19日	大阪シーリング印刷株式会社に対する勧告について
17	令和6年6月20日	関西学院大学における「独占禁止法教室」の開催について

番号	報道発表日	報道発表資料名
18	令和6年7月29日	令和5年度における近畿地区の独占禁止法の運用状況等について
19	令和6年7月29日	令和5年度における近畿地区の下請法の運用状況等について
20	令和6年7月29日	令和5年度における近畿地区の景品表示法の運用状況等
21	令和6年8月7日	株式会社ジェイコムウエストに対する景品表示法に基づく措置命令について
22	令和6年8月21日	大阪府東大阪市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について
23	令和6年8月22日	日清食品株式会社に対する警告について
24	令和6年9月3日	滋賀県における有識者との懇談会の開催について
25	令和6年9月24日	同志社大学大学院における「独占禁止法教室」の開催について
26	令和6年9月26日	SANEI株式会社に対する勧告について
27	令和6年10月11日	京都市における有識者との懇談会及び「一日公正取引委員会」の開催について
28	令和6年10月17日	立命館大学法科大学院における「独占禁止法教室」の開催について

(注) 黄色マーカーは、「公取近畿だより」第155号（令和6年11月号）に掲載の案件

詳細は、下記URLから御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/houdou/2024/index.html

近畿中国四国事務所からのお知らせ

1 地方有識者との懇談会の開催について

公正取引委員会では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の各商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催しております。当該懇談会の開催についてお気軽にお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

2 経営指導員研修の開催について

公正取引委員会は、従来から、全国の商工会議所及び商工会の皆様の御協力の下、独占禁止法相談ネットワークの整備・活用に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、経営指導員研修会への講師派遣、相談事例集やパンフレット等の参考資料の配布等を鋭意行っているところです。

つきましては、経営指導員研修会に独占禁止法や下請法の内容を積極的に取り入れていただきますよう御協力方よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

3 独占禁止法教室の開催について

公正取引委員会では、当事務所の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや公正かつ自由な競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。お気軽にお問い合わせください。オンライン授業にも対応します。

※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。また、講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

※ 教育支援のページはこちら→https://www.jftc.go.jp/houdou/kohokatsudo_2/dokkin/index.html

【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

4 官製談合防止法に係る研修会の開催について

発注担当者等による官製談合防止法（入札談合関与行為等防止法）の違反例が後を絶たないところ、公正取引委員会は、同法に関する理解を深めていただくため、官公庁、独立行政法人等向けに、研修会への講師派遣等を行っております。

研修会等の開催を検討されている官公庁等様におかれましては、お気軽に御連絡ください（**オンライン開催もご相談ください**）。よろしければ、貴組織内の職員向け研修の企画部門や、御関連がある地方公共団体、傘下の出資法人等にも御案内いただければ幸いです。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

5 移動相談会の開催について

公正取引委員会では、中小事業者のための移動相談会を開催しております。

この移動相談会は、下請事業者を始めとする中小事業者の方からの要望に応じ、当該中小事業者の方が所在する地域に当委員会の職員が出張し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに、個別に相談受付も行うものです。

この移動相談会は、原則3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、当委員会の職員が御相談を承りに伺いますので、ぜひ御活用ください。オンライン開催もご相談ください。

【お問い合わせ先】

- 優越的地位の濫用規制・下請法関係
下請課
電話：06-6941-2176

6 講習会への講師派遣について

公正取引委員会では、独占禁止法等の違反の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣しております。

講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- 独占禁止法関係 経済取引指導官
電話：06-6941-2174
- 下請法関係 下請課
電話：06-6941-2176

7 消費者セミナーの開催について

公正取引委員会では、消費者を対象として、事業者が競争を行うことによる消費者のメリットや独占禁止法の内容等について分かりやすく説明する、「消費者セミナー」を随時開催しております。

また、御希望により、過大な景品類の提供や不当な表示を規制する景品表示法につきましても、御説明させていただきます。

御興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。オンライン開催もご相談ください。

【お問い合わせ先】

- 取引課
電話：06-6941-2175

近畿中国四国事務所の窓口

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法及びフリーランス法を運用しており、これらの法律に関する御相談等を随時受け付けております。

また、地方事務所では、不当な表示等を禁止する「景品表示法」（消費者庁が所管）についても御相談を受け付けております。

是非、お気軽に御相談等ください。

《相談・申告等の窓口》

(相談)

- | | |
|--|----------|
| ① 独占禁止法に係る事業者や事業者団体が自ら行うとする具体的な事業活動についての事前相談 | 経済取引指導官 |
| ② 会社の株式所有、事業譲受け等の届出についての相談 | 経済取引指導官 |
| ③ 優越的地位の濫用についての相談 | 取引課 |
| ④ フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方についての相談 | 取引課 |
| ⑤ 物流特殊指定の考え方についての相談 | 取引課 |
| ⑥ 大規模小売業告示等の考え方についての相談 | 取引課 |
| ⑦ 上記①～⑥以外の独占禁止法についての相談 | 総務課 |
| ⑧ 下請法についての相談 | 下請課 |
| ⑨ フリーランス法についての相談 | フリーランス担当 |
| ⑩ 景品表示法についての相談 | 取引課 |

(申告)

- | | |
|----------------------|----------|
| ⑪ 独占禁止法違反被疑事実についての申告 | 第一審査課 |
| ⑫ 下請法違反被疑事実についての申告 | 下請課 |
| ⑬ フリーランス法についての申告 | フリーランス担当 |

(手続)

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ⑭ 持株会社、会社の株式所有、合併・事業譲受け等の届出 | 経済取引指導官 |
| ⑮ 中小企業等協同組合法の規定に基づく届出 | 経済取引指導官 |

《電話番号》

総務課	06-6941-2173
経済取引指導官	06-6941-2174
取引課	06-6941-2175
下請課	06-6941-2176
フリーランス担当	06-6941-2206
第一審査課	06-6941-2193

※不当なしわ寄せに関する下請相談窓口 0120-060-110

(公正取引委員会の本局又は地方事務所等につながります)